

建築物エネルギー消費性能向上計画 認定等手数料

●建築物エネルギー消費性能向上計画の認定手数料

(北九州市手数料条例第2条別表第120の6号)

①事前審査有（適合証有）

用途	床面積		手数料(円)	
			認定申請	計画変更等
一戸建ての住宅	一律		5,000	2,500
共同住宅等		300㎡未満	10,000	5,000
	300㎡以上	2,000㎡未満	22,000	11,000
	2,000㎡以上	5,000㎡未満	49,000	24,500
		5,000㎡以上	88,000	44,000
非住宅建築物		300㎡未満	10,000	5,000
	300㎡以上	1,000㎡未満	18,000	9,000
	1,000㎡以上	2,000㎡未満	29,000	14,500
	2,000㎡以上	5,000㎡未満	88,000	44,000
	5,000㎡以上	10,000㎡未満	140,000	70,000
	10,000㎡以上	25,000㎡未満	177,000	88,500
		25,000㎡以上	221,000	110,500
複合建築物	住宅部分(備考イ参照)と非住宅建築物の手数料の合算			

〈備考〉

- ア. 事前審査有の手数料は、認定申請時に登録住宅性能評価機関等による技術審査適合証を添付する場合に適用する。
- イ. 複合建築物の住宅部分の手数料は、住戸の数が1のものは一戸建ての住宅に係る手数料の金額、住戸数が2以上のものは共同住宅等に係る手数料を適用する。
- ウ. 計画変更等の手数料は、計画変更及び軽微変更該当証明書の交付に係る審査の場合に適用する。
- エ. 床面積の合計は、計画変更の場合にあっては、当該計画の変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）について算定する。

②事前審査無（適合証無）

用途	評価方法	床 面 積		手数料（円）		
				認定申請	計画変更等	
一戸建ての住宅	誘導仕様基準	200㎡未満		19,000	9,500	
		200㎡以上		20,000	10,000	
	誘導仕様・計算併用法	200㎡未満		28,000	14,000	
		200㎡以上		30,000	15,000	
	標準計算法	200㎡未満		37,000	18,500	
		200㎡以上		42,000	21,000	
共同住宅等	誘導仕様基準	300㎡未満		36,000	18,000	
		300㎡以上	2,000㎡未満	62,000	31,000	
		2,000㎡以上	5,000㎡未満	113,000	56,500	
		5,000㎡以上		171,000	85,500	
	誘導仕様・計算併用法	300㎡未満		56,000	28,000	
		300㎡以上	2,000㎡未満	94,000	47,000	
		2,000㎡以上	5,000㎡未満	164,000	82,000	
		5,000㎡以上		240,000	120,000	
	標準計算法	300㎡未満		75,000	37,500	
		300㎡以上	2,000㎡未満	126,000	63,000	
		2,000㎡以上	5,000㎡未満	216,000	108,000	
		5,000㎡以上		309,000	154,500	
	非住宅建築物	モデル建物法	300㎡未満		95,000	47,500
			300㎡以上	1,000㎡未満	122,000	61,000
1,000㎡以上			2,000㎡未満	160,000	80,000	
2,000㎡以上			5,000㎡未満	260,000	130,000	
5,000㎡以上			10,000㎡未満	340,000	170,000	
10,000㎡以上			25,000㎡未満	408,000	204,000	
25,000㎡以上			479,000	239,500		
標準入力法		300㎡未満		250,000	125,000	
		300㎡以上	1,000㎡未満	314,000	157,000	
		1,000㎡以上	2,000㎡未満	405,000	202,500	
		2,000㎡以上	5,000㎡未満	579,000	289,500	
		5,000㎡以上	10,000㎡未満	713,000	356,500	
		10,000㎡以上	25,000㎡未満	843,000	421,500	
		25,000㎡以上		961,000	480,500	
複合建築物	住宅部分（備考イ参照）と非住宅建築物の手数料の合算					

●省エネ基準適合を確認する完了検査手数料

(北九州市手数料条例第2条別表第112の2号)

用途	検査対象床面積		手数料(円)
一戸建ての住宅	0㎡を超え	200㎡未満	1,000
		200㎡以上	2,000
共同住宅等	0㎡を超え	300㎡未満	3,000
	300㎡以上	2,000㎡未満	6,000
	2,000㎡以上	5,000㎡未満	10,000
		5,000㎡以上	15,000
非住宅建築物	0㎡を超え	300㎡未満	4,000
	300㎡以上	1,000㎡未満	6,000
	1,000㎡以上	2,000㎡未満	8,000
	2,000㎡以上	5,000㎡未満	12,000
	5,000㎡以上	10,000㎡未満	16,000
	10,000㎡以上	25,000㎡未満	20,000
		25,000㎡以上	23,000
複合建築物	住宅部分(備考イ参照)と非住宅建築物の手数料の合算		

〈備考〉

- ア. 省エネ基準適合を確認する完了検査手数料は、建築物に関する完了検査申請手数料を加算する
- イ. 検査対象床面積とは、省エネ基準適合の検査に係る部分の床面積をいう。
- ウ. 複合建築物の住宅部分の手数料は、住戸の数が1のものは一戸建ての住宅に係る手数料、住戸数が2以上のものは共同住宅等に係る手数料を適用する。
- エ. 検査に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書が提出された場合は、評価書の対象である部分の面積は、床面積の合計に算入しないものとする。